

【令和5年度の保険料の案内】

- ◆7月に保険料額を個別にお知らせします。
- ◆今年も、保険料の決定通知書と保険証を別々に郵送します。

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{rcccl} \text{均等割} & & \text{所得割} & & \text{1年間の保険料} \\ \text{【1人当たりの額】} & + & \text{【本人の所得に応じた額】} & = & \text{【限度額66万円】} \\ 51,892\text{円} & & (\text{令和4年中の所得—最大43万円}) \times 10.98\% & & (\text{100円未満切り捨て}) \end{array}$$

- 1年間の保険料の上限は、令和5年度は66万円です。
- 年度の途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年度の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合もあります。

保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和5年度	年間の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割	15,567円
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割	25,946円
43万円 + (53.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割	41,513円

※「給与所得者等」とは、以下のいずれかに該当する方です。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。
(51,892円→25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。